

第1号様式

COM CITY 共用財産使用申請書

令和 年 月 日

COM CITY 管理組合 管理者 北九州市  
代表者 北九州市長 武内 和久 様

次のとおり COM CITY 共用財産を使用したいので、申請します。

なお、この申請書の記載事項について、事実と相違ないことを誓約するとともに、裏面記載の申請資格を満たすことを誓約します。

また、資格確認のため必要な官公庁への照会を行うこと、裏面記載の使用の条件を遵守することおよび承認内容について、すべて承諾します。

申請者 (※法人・自治組織等は 団体名と代表者を記載)	住 所	〒
	ふりがな 氏 名	
	担当者	
	電話番号	
使用申請 する財産	場 所	( 高層棟・低層棟・駐車場棟 ) の ( 屋内・屋外 ) 部分
	財 産 名	掲示板・ショーウィンドウ・懸垂幕・その他 ( )
使 用 目 的		
使 用 期 間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで	
使 用 料	ご指定のとおり	
添 付 書 類		
摘 要		

※ 裏面記載の申請資格と使用の条件を必ず確認すること。

## 申 請 資 格

COM CITY 共用財産の使用の申請にあたっては、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下、「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)または暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)もしくは暴力団員と密接な関係を有する者にあたらないことを要する。

## 使 用 の 条 件

- (1) 使用の承認を行った財産の使用中に自己又は第三者に生じた損害については、COM CITY 管理組合(以下「組合」)は責任を負わない。
- (2) 善良な管理者の注意をもって当該財産を維持管理すること。もし、故意又は過失により損害を与えたときは、組合に損害賠償しなければならない。
- (3) 当該財産の使用中、その近隣住民等からの苦情若しくは要望又は当該物件内の不法投棄等があった場合は、自己の責任において速やかに解決しなければならない。
- (4) 当該財産の使用中、住所、氏名、連絡先及び地位等の重要事項について変更が生じたとき、当該物件の全部又は一部が滅失又は毀損したときは、組合に対し書面により速やかに届け出なければならない。
- (5) 第三者に当該財産を転貸し、又は使用する権利を譲渡してはならない。
- (6) 組合の承認なくして、使用目的を変更し、又は当該財産の原状を変更してはならない。
- (7) 当該財産を風俗営業、性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用、暴力団の事務所その他これらに類する施設の用、公の秩序又は善良の風俗に反する目的の用、及びその他近隣住民の迷惑となる目的の用に使用してはならない。
- (8) 第2号から前号までの条件に違反したときは、組合は使用承認を取り消すことができる。この場合において、既納の貸付料は返還しない。
- (9) 使用の承認後、申請者が虚偽の申請を行ったことが判明したとき、又は、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下、「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であることが判明したときは、組合は使用承認を取り消すことができる。この場合において、既納の貸付料は返還しない。
- (10) 使用期間が満了し、又は第8号若しくは前号により使用承認が取り消されたときは、自己の負担において、直ちに地上の物件を撤去し、原状に復したうえ組合に返還しなければならない。
- (11) 組合又は組合を構成する COM CITY 区分所有者において当該財産の使用を必要とするとき、又は当該財産を買受人に引き渡すため必要とするときは、使用期間中であっても使用承認を取り消すことができる。
- (12) 使用者において正当な理由がある場合を除き、その責に帰すべき理由によって、使用期間の短縮等の変更があっても、既納の貸付料は返還しない。
- (13) その他、使用に関しては組合と十分協議し、組合の指示に従うこと。